

長野県地域防災計画

その他災害対策編

令和5年度修正

新旧対照表

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第1節 雪害に強い地域づくり</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>14 雪害に関する知識の普及・啓発</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】（危機管理部・<u>企画振興部</u>・健康福祉部・警察本部）</p> <p>(ア) 次の項目についてテレビ、ラジオ等のマスメディアや、防災研修会、防災講演会、パンフレット等により広く県民に対して防災知識の普及を図る。特に、豪雪地帯においては、既存住宅に対する命綱固定アンカーの設置の促進や除排雪の安全を確保するための装備の普及を図る。</p> <p>(略)</p> <p>(イ) <u>道路や屋根雪等の除排雪中の事故の発生を防止するための克雪に関する技術の普及等</u>を図る。</p> <p>(ウ) 市町村に対して防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル等の作成について助言するとともに、自主的除雪に不安のある高齢者等世帯の除雪を支援するため、要配慮者世帯の状況に応じた、地域住民の支え合いの力による支援体制を整えるよう働きかける。</p> <p>(エ) 地域の実情に応じ、各種研修等を通じて、大雪時も含め冬期に運転する際の必要な準備について、車両の運転者への周知に努めるものとする。</p> <p>(オ) 集中的な大雪が予測される場合において、計画的・予防的な通行規制や不要・不急の道路利用を控えることが重要であることについて、周知に努めるものとする。</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(ア) 降積雪時の適切な活動や除雪作業の危険性と対応策等について、住民に対して周知を図るとともに、防災マップ等により、雪崩危険箇所等の周知を図るものとする。特に、豪雪地帯においては、既存住宅に対する命綱固定アンカーの設置の促進や除排雪の安全を確保するための装備の普及を図るものとする。</p> <p>また、自主的除雪に不安のある高齢者等世帯の除雪を地域で連携して支援する体制を整えるものとする</p> <p>(イ) <u>道路や屋根雪等の除排雪中の事故の発生を防止するための克雪に関する技術の普及等</u>を図る。</p>	<p style="text-align: center;">第1節 雪害に強い地域づくり</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>14 雪害に関する知識の普及・啓発</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】（危機管理部・健康福祉部・警察本部）</p> <p>(ア) 次の項目についてテレビ、ラジオ等のマスメディアや、防災研修会、防災講演会、パンフレット等により広く県民に対して防災知識の普及を図る。特に、豪雪地帯においては、既存住宅に対する命綱固定アンカーの設置の促進や除排雪の安全を確保するための装備の普及、<u>克雪に係る技術の普及等</u>を図る。</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(イ) 市町村に対して防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル等の作成について助言するとともに、自主的除雪に不安のある高齢者等世帯の除雪を支援するため、要配慮者世帯の状況に応じた、地域住民の支え合いの力による支援体制を整えるよう働きかける。</p> <p>(ウ) 地域の実情に応じ、各種研修等を通じて、大雪時も含め冬期に運転する際の必要な準備について、車両の運転者への周知に努めるものとする。</p> <p>(エ) 集中的な大雪が予測される場合において、計画的・予防的な通行規制や不要・不急の道路利用を控えることが重要であることについて、周知に努めるものとする。</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>降積雪時の適切な活動や除雪作業の危険性と対応策等について、住民に対して周知を図るとともに、防災マップ等により、雪崩危険箇所等の周知を図るものとする。特に、豪雪地帯においては、既存住宅に対する命綱固定アンカーの設置の促進や除排雪の安全を確保するための装備の普及、<u>克雪に係る技術の普及等</u>を図るものとする。</p> <p>また、自主的除雪に不安のある高齢者等世帯の除雪を地域で連携して支援する体制を整えるものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>担当部署の追加</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第1節 災害直前活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 気象警報・注意報等の伝達活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】</p> <p>雪に関する気象警報・注意報等の伝達系統</p> <p>伝達は他の気象警報・注意報と同様に行われるが、県においては、以下のとおり行う。</p> <pre> graph TD A[長野地方気象台] -.-> B[特別警報発表時は併せて電話により確実な伝達を行う] A -- オンライン配信 --> C[危機管理部] A -- 防災行政無線 FAX --> D[地域振興局 (総務管理・環境課)] A -- 防災行政無線 FAX --> E[建設事務所] A -- 防災行政無線 FAX --> F[保健福祉事務所 その他関係機関] C -- 内線 FAX --> G[市内各課] C -- 使走 --> H[広報・共創推進課] H -- 市内放送 --> I[市内各課] I -- 市内放送 --> J[住民等] G -- 特別警報発表時は住民等に対し周知の措置をとる --> J </pre> <p>※勤務時間外は 市内放送を行わない。</p>	<p style="text-align: center;">第1節 災害直前活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 気象警報・注意報等の伝達活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】</p> <p>雪に関する気象警報・注意報等の伝達系統</p> <p>伝達は他の気象警報・注意報と同様に行われるが、県においては、以下のとおり行う。</p> <pre> graph TD A[長野地方気象台] -.-> B[特別警報発表時は併せて電話により確実な伝達を行う] A -- オンライン配信 --> C[危機管理部] A -- 防災行政無線 FAX --> D[地域振興局 (総務管理・環境課)] A -- 防災行政無線 FAX --> E[建設事務所] A -- 防災行政無線 FAX --> F[保健福祉事務所 その他関係機関] C -- 内線 FAX --> G[市内各課] C -- 使走 --> H[広報県民課] H -- 市内放送 --> I[市内各課] I -- 市内放送 --> J[住民等] G -- 特別警報発表時は住民等に対し周知の措置をとる --> J </pre> <p>※勤務時間外は 市内放送を行わない。</p>	<p>修正理由・備考</p> <p>組織改正に伴う修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第3節 災害応急対策の実施</p> <p>第2 主な活動</p> <p>1 道路管理者、指定行政機関、地方公共団体、公共機関等それぞれが、路上障害物除去、緊急輸送<u>道</u>路確保等の応急活動を実施する。</p> <p>また、被害の拡大を防ぎ緊急交通路を確保するため、交通規制、迂回道路の設定等の措置をとるとともに、被害の拡大等を防ぐため、道路利用者等に情報を提供する。</p>	<p style="text-align: center;">第3節 災害応急対策の実施</p> <p>第2 主な活動</p> <p>1 道路管理者、指定行政機関、地方公共団体、公共機関等それぞれが、路上障害物除去、緊急輸送路確保等の応急活動を実施する。</p> <p>また、被害の拡大を防ぎ緊急交通路を確保するため、交通規制、迂回道路の設定等の措置をとるとともに、被害の拡大等を防ぐため、道路利用者等に情報を提供する。</p>	<p>文言の修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 救助・救急用資機材の整備</p> <p>(1) 基本方針</p> <p><u>令和4</u>年4月1日現在、県内消防本部における救助救急車両の現有台数は、救助工作車26台、救急自動車<u>119</u>台であり、消防力の整備指針に対する充足率は、救助工作車96.3%、救急自動車<u>98.3</u>%である。</p> <p>これらの状況から、救助工作車の及び救急自動車については、一定の充足及び高規格化が果たされているが、更なる促進が必要である。また、消防団、自主防災組織等を中心とした救助・救急活動に必要な資機材の整備、分散配置及び平常時からの訓練の実施も必要である。</p> <p>また、災害時に備え、救助・救急用資機材の整備を図るとともに、災害時に借受けが必要な資機材及び不足が見込まれる資機材については、あらかじめ借受け先を定めておく必要がある。</p>	<p style="text-align: center;">第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 救助・救急用資機材の整備</p> <p>(1) 基本方針</p> <p><u>平成31</u>年4月1日現在、県内消防本部における救助救急車両の現有台数は、救助工作車26台、救急自動車<u>120</u>台であり、消防力の整備指針に対する充足率は、救助工作車96.3%[※]、救急自動車<u>99.2</u>%[※]である。<u>(※：H31.4.1現在)</u></p> <p>これらの状況から、救助工作車の及び救急自動車については、一定の充足及び高規格化が果たされているが、更なる促進が必要である。また、消防団、自主防災組織等を中心とした救助・救急活動に必要な資機材の整備、分散配置及び平常時からの訓練の実施も必要である。</p> <p>また、災害時に備え、救助・救急用資機材の整備を図るとともに、災害時に借受けが必要な資機材及び不足が見込まれる資機材については、あらかじめ借受け先を定めておく必要がある。</p>	<p>時点修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第5節 二次災害の防止活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 実施計画</p> <p>(1)【県が実施する対策】</p> <p>イ 建設部が実施する対策</p> <p>(ア) 緊急点検マニュアルにより、<u>土砂災害警戒区域等</u>及び施設の点検を実施する。</p>	<p style="text-align: center;">第5節 二次災害の防止活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 実施計画</p> <p>(1)【県が実施する対策】</p> <p>イ 建設部が実施する対策</p> <p>(ア) 緊急点検マニュアルにより、<u>土砂災害危険箇所</u>及び施設の点検を実施する。</p>	<p>国土交通省通知により修正</p>